

償却資産（固定資産税）の申告は1月31日まで

～令和4年1月1日現在の所有状況を申告～

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

- 受付期間：1月4日(火)～31日(月) (土日、祝日を除く)
- 申告書提出先：役場町民税務課または歌津総合支所
- 提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、備品などのこと(土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く)。

業種別の償却資産

- 漁業：漁船、船外機、漁具など
- 農業：農機具、ビニールハウス、耕運機など
- 工場：受変電設備、施盤、溶接機など
- 小売業：冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
- 不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。下記に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個人(住宅用)	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個人(個人事業主)	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

※昨年末までに申告された人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な人は、町民税務課資産税係まで連絡してください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の所定事項に記入のうえ、必ず申告書を提出してください。

町民税務課資産税係 ☎46-1372

国民年金だより

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆さんのなかには「年金なんて先のことだから関係ない」と思っている人はいませんか？国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで重い障害が残ったとき等に年金を受け取ることができる制度です。

日本国内にお住いの20歳から60歳までのすべての人に、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◎加入手続きが必要な人は

学生や自営業者などで、20歳になって第1号被保険者となる人(学生、自営業者、農漁業者、無職の人を含めます)は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。公務員、社会保険加入者は第2号被保険者となり、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◎保険料は月額16,610円(令和3年度)です

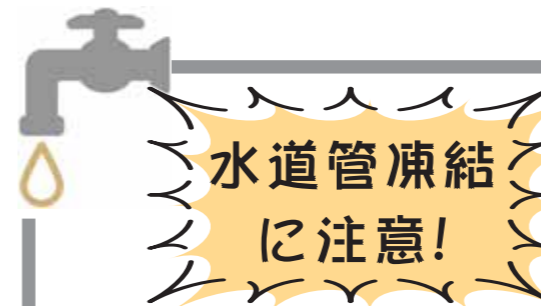
国民年金の第1号被保険者の令和3年度の保険料は月額16,610円です。学生やアルバイトなどを行っている人で、収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

◎保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生本人の申請により、保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者などは、経済的な理由などによって保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」を利用することもできます。

※年金についての相談、手続きについては市区町村または年金事務所にお問い合わせください。

石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 役場 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373



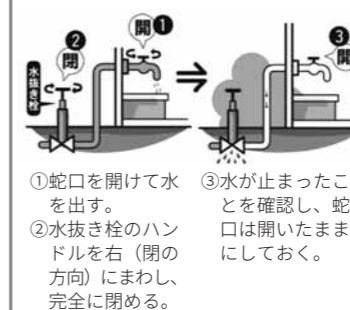
水抜き栓の操作方法

水抜き栓の設置場所は建物によって異なりますが、メーターボックス内や蛇口の手前に多いようです。アパートや借家で水抜き栓の場所が分からない場合は、管理人や所有者へお問い合わせください。

注意 水抜き栓を開閉後、必ずメーター器のパイロットが回転していないか確認してください。回転している場合は、水抜き栓が中途半端な状態になっていますので、しっかりと最後まで閉めて(開けて)ください。水抜き栓の中途半端な操作は漏水の原因となり、水道料金に反映されます。

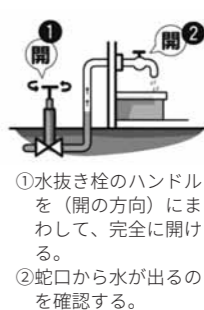
気温が氷点下4度以下になると、水道管の凍結が心配されます。日陰や風の吹きつける所では氷点下2度でも凍ります。凍結は水道管破裂の原因にもなりますので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

水を抜くとき



- ①蛇口を開けて水を出す。
- ②水抜き栓のハンドルを右(閉の方)にまわし、完全に閉める。
- ③水が止まったことを確認し、蛇口は開いたままとしておく。

水を出すとき



- ①水抜き栓のハンドルを(開の方)にまわして、完全に開ける。
- ②蛇口から水が出るのを確認する。

水道管が破裂したら

水抜き栓で水を止め、町指定の給水装置工業者に連絡してください。給水装置(宅内の水道管)の工事は個人が無断で行うことはできませんので、必ず指定の業者に依頼してください。なお、修繕費用はお客様のご負担となりますので、破裂などさせないよう十分な凍結防止対策をお願いします。

水道管が凍結したら

メーターや蛇口を温めてください。凍った箇所にタオルなどをあて、少しずつ「ぬるま湯」をかけてください。熱湯を急かけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

なお、詳しい凍結防止対策は、町のホームページをご覧ください。上下水道事業所または南三陸町ウォーターサービスまでお問い合わせください。

上下水道事業所 ☎46-5600 / 南三陸町ウォーターサービス ☎0120-037-132

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～1月11日は「家庭内・企業内の防災会議の日」です～

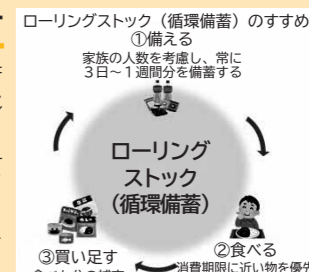
ご家族や社員の皆さんが一同に会する場も多いこの時期に、非常食や飲料水の備蓄の状況、非常持出品の保管場所などについて確認を行いましょう。

町では、非常食や飲料水などの「3日分の備蓄」を強くお願いしています

町などの公的機関が、町民皆さん全員分の食料(例：1万2千人×3食×3日＝10万8千食。乳幼児向けの対応・アレルギー対策なども必要)や飲料水をあらかじめ保管し、これを迅速かつ的確に行き渡らせることには、やはり限界があります。

この機会に、3日分としてこういったものをどのくらい備蓄しているかについて確認し、ご家族や社員の皆さんでその情報を共有しましょう。

大規模な災害の発生時に限らず、停電などの際にも役立ちます。皆様のご理解とご協力を強くお願いします。



ご家族や社員の皆さんそれぞれの避難場所・緊急時連絡先なども確認し、情報を共有しましょう。

安全な高台などの避難・集合場所、緊急時の連絡方法・連絡先を確認しましょう

より高い場所・より安全な場所について話し合い、確認しましょう。また、ご家族が仕事に出た後や社員の皆さんが社外に出ている場合に、それぞれが避難を予定する場所などの情報を共有しましょう。こうした取り組みは、大規模な災害の発生時における迅速な安否確認にも役立ちます。

「減災」は、皆さん一人ひとり、そしてご家庭や企業における取り組みが基本となります。この1年も、「自助」や「共助」としての取組についてよろしくをお願いします。

総務課危機対策係 ☎46-1376